

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第66回理事会

平成14年12月

第 6 6 回 理事会次第

平成14年12月10日（火） 18:00～

ルポール麴町（旧麴町会館）3F

1. 定 足 数 報 告

2. 議事録署名人選出

3. 議 事

(1) 償い事業ワークショップの実施と基本資料（小冊子③）の作成

(2) 償い事業終了と今後のケア

4. その他

事務局報告等

資 料

ページ

【議案事項】

議案 1

「慰安婦」問題とアジア女性基金の償い事業に関するワークショップ
実施案報告 1

議案 2

償い事業—今後のケアについて（11月7日、理事会提出資料） 2-5

（以下、経過資料）

償い事業終了に伴う今後のケア等についての経緯（6月4日、運審答申要旨） 6

「償い金」等事業の終了後について（7月10日、検討） 7

償い事業今後のケア（課題）等 8-10

「慰安婦」問題とアジア女性基金の償い事業に関するワークショップ報告

- 1) 会議の名称は、『慰安婦』問題とアジア女性基金の償い事業に関するワークショップ(International Workshop on "Comfort Women" and the Atonement Activities of the Asian Women's Fund)とする。目的は、評価をするのではなく、基金の償い事業と「慰安婦」問題について、外部から国内外の識者も交えて幅広く意見を交換し、歴史的な経緯、内容、方法等について検討する機会とする。
- 2) 日時は、2003年2月7～9日の間の2日間とする。
- 3) 場所について合意が出来決定次第、内外の参加者に招聘状を送る。現在、場所は箱根の小田急ハイランドホテルと東京の虎ノ門パストラルが開催候補地として挙がっている。
- 4) 基本資料は、『慰安婦』問題とアジア女性基金 1995～2002』とする。最終案を12月10日の理事会で承認を得る。英訳を早急に行う。英文の資料については、既成の基金関係の資料のほかに Soh、吉見、田中、秦、阿部の英文のものも資料とする。
- 5) 通訳は逐語通訳(和英)を用意する。
- 6) この会議の前に基金が実施した事業の以下の点について基金関係者の意見統一が必要。
 - ① 各国・地域別人数が公表できない点について
 - ② 韓国の事業経緯について－医療福祉支援事業の進め方、為替の問題他
 - ③ 台湾の事業実施の有無
 - ④ オランダ・インドネシア事業の性格、経緯
- 7) 参加確認 ハリマ・ワルザジ(国連人権小委員会委員)－モロッコ
 アスジョーン・アイデ(国連人権小委員会委員)－ノルウェー
 サラ・ソー(サンフランシスコ州立大学)
 田中明彦(東京大学)
 上野千鶴子(東京大学)

参加依頼 橘爪大三郎(東京工業大学)
(済み) サヴィットリー・グナセケレ(コロンボ大学)
 マイク・ジェンゼジク(ヒューマンライツウオッチ)

参加要請 チョン・ジンソン(ソウル国立大学)
(予定) 田中利幸(広島平和研究所)

償い事業 — 今後のケアについて

2002年11月7日理事会提出

「今後のケア」の対象は？

- a) アジア女性基金の償い事業を受け取った元「慰安婦」285名
- b) 「償い金」事業を受け取っていない元「慰安婦」
- c) 全体

1) アジア女性基金の償い事業を受け取った285名を対象とした対応

個人を対象とした金銭的な援助、サービス等は終了した。しかし、いままでの償い事業に付帯する事務の範囲で、以下の項目は2003年度概算要求をしている。

- ① 特設電話連絡の継続(韓国)
- ② 償い事業報告書など歴史の教訓に資する資料の整備

2) 支援団体等からの要望

- ① 歴史の教訓事業の具体化(韓国) — 資料展示センターの開設
- ② 医療福祉事業の継続的具體化(韓国) — 医療・福祉プログラムおよび医療センターの設置
- ③ 交流センターの建設(韓国)
- ④ 韓国遺族会がすすめる「平和公園」事業について(韓国)

3) その他の要望

- ① おばあさん達の緊急ケア問題について(韓国)
- ② 薬の配布(台湾)
- ③ 年一回程度の見舞い金の可能性(台湾)
- ④ 葬儀への対応(フィリピン、韓国、台湾)
- ⑤ 現地協力者の巡回ケア(台湾)

(要望書添付)

2002年5月22日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金 御中
理事長 村山 富市 様

(社)韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会
日本の戦後責任をハッキリさせる会
「従軍慰安婦」緊急支援と戦後補償を求める高槻市民の会
高槻むくげの会

日本に具体的な戦後の対処を求める韓国の元「慰安婦」などの被害当事者団体と、その支援・共同行動を行ってきた私たちは、「基金反対運動」ではなく、日本政府の補償を基本的前提としながら、問題や不十分さはあっても具体化した「基金」をより前進させ、有効な一歩とさせたいと考えてきました。結果として、それを受ける・受けないを決めるのは被害当事者であるとの姿勢をとりました。

アジア女性基金の韓国事業の受付終了したいま、皆様方に、以下の要請をいたします。

要 請

1. 「基金」償いの事業——韓国での事業について、現状の説明をお願いいたします。
2. 元「慰安婦」らに対する、現在の「基金」の姿勢、考え方をうかがいます。
3. 申請・実施を終了した後、「基金」は「慰安婦」問題にどのように取り組む方針か、うかがわせてください。
 - 1) 事実調査、資料整備、それらを歴史に残す施策の実施を要望します
 - 2) 生存者へのなんらかのケアについて、「基金」と政府に実施策を要望します
4. 「慰安婦」問題を含めて、日韓その他関係国との間で、戦後の日本の対処が依然重要な課題です。

さらに未来に向けて、信頼回復と交流推進のプログラムが必要だと考えます。

「基金」は、そうした計画の実現を政府に働きかけるなど、つよく推進していただきたい。

 - 1) 交流センター（集会・研修室、資料サービスなど。体験者たちと日本・韓国の若い人たちの懇談交流…）。あわせて、居住・医療施設（宿泊なども）の実現を要望いたします。

韓国遺族会面談要望のお願い

女性のためのアジア国民平和基金御中

韓国太平洋戦争犠牲者遺族会
日本の戦後責任をハッキリさせる会

面談内容

- (1) おばあさん達の緊急ケア問題について
- (2) 歴史の教訓事業の具体化について
- (3) 医療福祉事業の継続的具體化について
- (4) 韓国遺族会がすすめる『平和公園』事業について

上記の内容について面談を要望いたしますので、よろしく御配慮ください。

遺族会参席者

- 金 麗大遺族会会長
- 沈 美子元慰安婦、ムグンファ親睦会代表
- 梁 順任遺族会名誉会長
- 金 泰仙ソウル支部長
- 金 正壬全南支部長

ハッキリ会参席者

臼井敬子ほか数名

2002年7月8日

【台湾現地関係者との意見交換を終え、今後の課題と提案】

★ 2002 年 6 月、理事会・運営審議会提出の出張報告書より

1. 償い金を受取った被害者は基金に対し強い親近感を持ち、基金職員との交流を晩年の大切な生きがいの支えと感ずる関係が発生している。この深い親近感を一挙に絶つことは耐え難い。よってたとえば年に一度の最小限の見舞金にせよ、基金職員が彼女達の家を訪ねて手渡すことが、将来ともに必要である。最小限この活動のための金額は保証されるべきと考える。
2. 上記と同じ理由により、たとえば年に一度基金職員が訪台し、交流を行うための費用を予算化することを提案したい。これらは柳本氏の提案でもある。
3. 被害事実に関するオーラルヒストリーの蓄積は重要であり、基金事業の使命とも考える。当面の作業として、台湾在住のビデオジャーナリストである 氏に委託を行い、証書記録の制作にかかる交通費その他の諸経費を支払うことを提案したい。氏が各被害者を訪ねて会話を交わすことによって、被害者の孤独感もひととき癒されるし、基金と被害者間の交流を間接的に継続することも可能になるという利点がある。
4. 台湾において、「女性」の「戦争被害者」に対するなんらかのプログラムを立ち上げることを提案したい。婦援会との対立により実際に基金事業の対象となったのは結果的にごく一部の被害者となったが、新たなプログラムによって、婦援会との対立に影響されない（婦援会の認定を必要としない）事業を展開させることが可能となる。事業を「女性の戦争被害者」とすることにより、償い金を受取った被害者もその他の被害者も広くカバーされる。これは頼弁護士の提案でもあるが、基金（や日本政府）の体力・能力により実現可能性がちがってくることを氏は承知している。
5. 上記の新規プログラムの対象は、当面、第二次世界大戦の被害者に限るとして、将来的には世界各地（たとえば旧ユーゴやアフガニスタン）の紛争下で被害を受けた女性への救済事業へと発展させていきたい。このテーマは基金の存在意義と深く結びつき、また国連での審議状況に照らしても、日本政府の利益ともなると考える。

以上

償い事業終了に伴う今後のケア等についての経緯
(理事会、運営審議会等内部検討経緯)

○ 運営審議会答申(平成14年6月4日理事会提出了承)

平成14年5月14日の理事会決定に基づく諮問事項に関し、6月3日の運営審議会の審議の結果、以下のように理事会に答申した。

「アジア女性基金の償い事業については、オランダ事業が平成13年に完了し、償い事業の中核をなす韓国、フィリピン、台湾への事業も本年5月1日をもって終了した。他方、インドネシア事業は、同国との了解覚書(MOU)によって平成19年3月31日まで継続することになっている。また、基金の償い事業を受けと取られた被害者の方へのアフターケアやフォローアップが必要であることも明らかになった。

さらに基金の事業には、歴史の教訓とするための研究調査・教育啓発事業や女性の名誉と尊厳に関わる今日的問題の解決に取り組む事業が含まれており、これらは今後とも継続して進めて行く意義が大きい。

『慰安婦』問題については、今後も国連の人権委員会、人権小委員会、女性の地位委員会、さらには国際労働機関(ILO)などの場で議論が続く可能性が大きい。その場合、これまで基金が行ってきたように、基金の事業の意義を説明し、国際社会によって基金の活動が正確に理解される活動を継続することも重要である。

以上のことを考慮するならば、償い事業が終了した後も、基金は継続して上記の事業を推進することが望ましい。しかし、昨今の特殊法人の整理縮小の動きを念頭に置くならば、現在の段階で基金の存続を無期限とすることは控えるべきでだろう。したがって、インドネシア事業が終了する平成19年3月31日まで存続するものとし、その時点でその後の基金のあり方について再度検討し結論を出すことがもっとも適当と思われる。」

「償い金」等事業の終了後について (案)

2002年7月10日 事務局

償い事業終了後の基金のあり方については、理事会で審議が重ねられてきました。その一部として、アフターケアやフォローアップについては、基金が何らかの形で行っていくことと合意されています。この件につき、理事の方々のご意見を伺う機会を作る努力をしていきたく存じます。

元「慰安婦」に対する償い事業の今後の対応について、有馬理事、下村理事、和田理事と意見交換をする機会がございましたので、その内容をご報告いたします。

今後想定される課題

1. アジア女性基金の償い事業を受け取られた被害者への今後のケアは必要
(「支給完了」＝「すべて終わり」ということでは受け取られた被害者からも非難の声が上がる可能性がある)

2. 「償い金」事業を受け取られていない被害者への対応

3. 被害者間での差別をなくすための全ての被害者に対する包括的な事業の可能性

したがって、医療福祉支援事業に係る拠出金を含め、必要な予算措置を取ることが必要。

緊急に対応すべき、上記1)に対する予算措置

上記の議論がされている間にも、緊急に対応が必要な下記などの予算措置は必要

1. 連絡などの対応 (現在ある緊急電話を継続するための費用)
2. 孤立、孤独への対応 (巡回訪問、聞き取り等のケア)
3. 緊急時の訪問など (葬儀等への対応)
4. その他

1. 償い事業に付帯する継続的経費としての概算要求

- (1) 元「慰安婦」等の方々との連絡のために特設した電話設備等の経費（韓国）
- (2) 償い事業を通して集積された資料の整備、追加資料の収集及び事業評価に関連して事業経過等（小冊子）の整備など、歴史の教訓に資するための経費、並びに償い事業実施国・地域の関係者との意見交換等経費

2. 支援団体等からの要望

(1) 韓 国（韓国太平洋戦争犠牲者遺族会等）

ア. 歴史資料等展示センター、医療福祉センター、「慰安婦」等の交流センター等の設置

イ. 韓国太平洋戦争犠牲者遺族会が進める「平和公園」事業への支援

(2) 台 湾（現地協力者からの要望）

ア. 元「慰安婦」への薬の配付

イ. 年1回の見舞い金の給付（可能性）

ウ. 元「慰安婦」の方々が亡くなられた時、葬儀への対応

エ. 現地協力者による巡回ケアとその経費

3. 上記2. について課題

○財源を国庫に求める場合の課題

〔韓 国〕

- ・ 支援団体個々の要望に対して、国の財政措置が可能かどうか。
- ・ 韓国政府又はその他関係団体とのコンセンサスが得られるか。
- ・ 具体的にどのような方法で実施されるのか、また実施主体はどこか。
- ・ 仮に、施設ができた場合の維持管理についてはどうなるのか。

〔台 湾〕

- ・ 元「慰安婦」個々人に対する金品について、国の財政措置が可能かどうか。
- ・ 台湾政府又はその他関係団体とのコンセンサスが得られるか。
- ・ 現地協力者による巡回ケアの具体的内容はどのようなことか。

○国庫以外の財源を充てる場合の課題

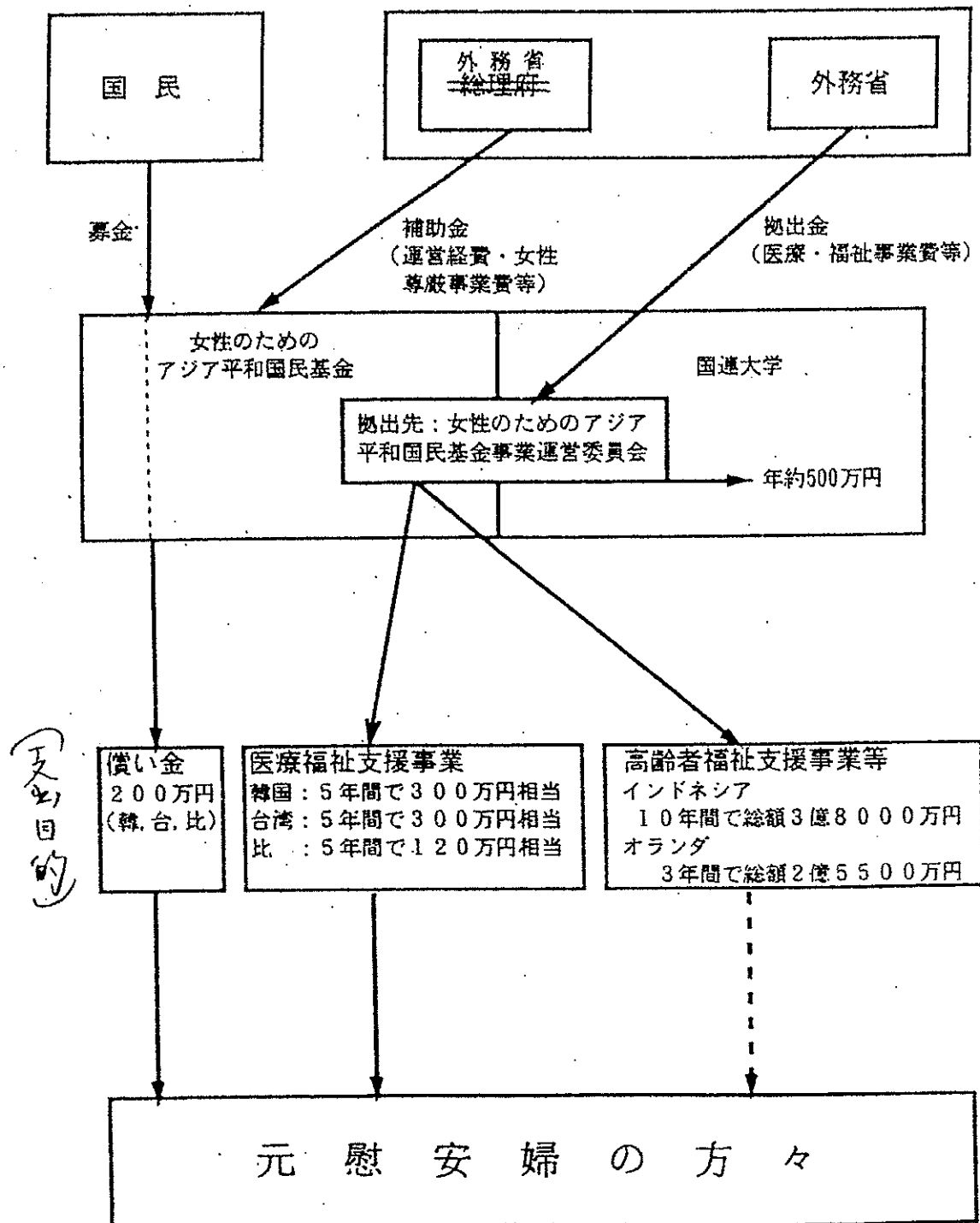
- ・ 財源の捻出を何に求めるか。

「アジア女性基金」事業実施のための日本政府の
拠出金の管理及び使用に関するガイドライン

1. 「女性のためのアジア平和国民基金事業運営委員会」（以下、「アジア女性基金事業運営委員会」）は、（財）「女性のためのアジア平和国民基金」が実施する事業を支援するため、女性の人権等の分野において知見を有する「国連大学」の協力と助言を得ることを目的として設置された委員会であり、右支援にかかる資金として、日本政府よりの拠出を受ける。
2. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息に関して、その管理、使用のために口座を開設する。
3. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息が適正かつ効果的に管理、使用されるよう確保する。右拠出金及びその利息については、専ら本件拠出の目的に合致した事業費及び右事業実施にかかる事務経費としてのみ使用する。なお、右拠出金及びその利息の使用に関し、事前に日本政府と協議することとする。
4. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息を使用して実施される事業に関し、事業計画書を策定の上、日本政府に提出する。また、右事業計画に変更が生じた場合は、速やかに日本政府に報告の上、変更された事業計画書を日本政府に提出する。
5. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息を使用して実施される事業に関し、毎会計年度終了後、事業報告書及び決算報告書を日本政府に提出する。また事業実施に関連して生じる如何なる問題についても日本政府に連絡・協議する。
6. 「アジア女性基金事業運営委員会」は、上記1.の拠出金及びその利息に関し、本拠出の目的に反して使用されたことが明らかになった場合は、日本政府に速やかに返還するものとする。また、未使用金が生じた場合は、その扱いについて日本政府に協議するものとする。

アジア女性基金関係の募金及び政府資金の流れ

平成11年11月
アジア局地域政策課



関係資料

戦後補償ネットワークFAX

1-4

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

5-8

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

9-12

新聞切り抜き AWF関連

13-19

戦後補償実現！FAX速報 No.396 2002.11.15.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆日弁連が朝鮮人強制連行で小泉首相と古河機械金属に勧告。調査報告書も発表

日本弁護士連合会(本林徹会長)は、10月25日付で小泉首相と古河機械金属(株)吉野社長あてに勧告書を送り、第2次大戦中に強制連行され、古河鉱業足尾銅山で強制労働させられた在日の鄭雲模(チョン・ウンモ)さん(千葉県在住、80歳、本紙168、169、170号参照)が97年5月に人権救済を申し立てた事件で、被害実態の把握と責任の所在の明確化など真相究明と謝罪と補償を含む被害回復措置を講じるよう求めた。同時にこの件についての調査報告書を発表し、強制連行・強制労働の被害事実を認定した上で、日本政府と企業は、強制労働条約(IL029号条約)、1926年奴隷条約および国際慣習法としての奴隷制の禁止、人道に対する罪に違反し、これまで日本国内の裁判所で主張されてきた国家無答責、時効・除斥期間、国際法上賠償請求の主体性、請求権放棄論などは、損害賠償請求でなく人権救済を求めている場合は論点とはならないと結論づけ、日本政府と企業が共同して人権を侵害したと断定した。なお、申立から調査結果が発表されるまでに時間がかかり過ぎた点や日弁連が記者会見も開かずに報告書と勧告を発表した点などに申し立てた被害者側からは不満の声も上がった。

◆韓国国会で「慰安婦」生活安定支援法改正案が可決・成立

11月9日韓国国会は本会議で「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援法改正案」(01年12月李美卿議員提出)を可決し、改正案が成立した。93年に制定された同法は生活支援に限定されていたが、被害者保護・支援策を強化するとともに、真相究明のための資料収集・調査や記念事業なども事業内容に加えられた。名称に「被害者」が加わり、所管も昨年初め発足した女性部(男女平等省)に変更された。また、95年に制定された「女性発展基本法改正案」も同日可決された。(ICR)

◆衆参委員会で「慰安婦」・朝鮮人強制連行などで質問。内閣官房に窓口早期設置要請へ

12日参院内閣委員会で吉川春子議員(共産)がILO専門家委員会が指摘した戦時中の「慰安婦」・強制労働のIL029号条約違反を認めるのか?と質問したが、石川外務省国際社会協力部長は「50年以上前の条約の当時の各締約国の考えが不明」などとして回答せず、福田官房長官も「戦争中いろんなことが起きた。国連社会権規約委員会の意見もあるが、国民的議論を尽くして『国民基金』で対応することにした。基金以外は考えていない。名乗り出ている『慰安婦』の数も分からない」などと答弁した。14日衆院決算行政監視委員会では、今野東議員(民主)が5月に同議員の質問趣意書に対して厚生労働省が「太平丸」の沈没で犠牲になった朝鮮人徴用者の人数を182人(本紙376-377号参照)と回答したことを受けて、名簿の公表を求めたが、厚生労働省側はプライバシー保護を理由に拒否。全体で旧陸海軍から引き継いだ約24万4千人分の朝鮮人軍人・軍属名簿と民間の32事業所の約10万8千人分の朝鮮人徴用者の名簿を保管していることのみを確認した。国会の答弁で朝鮮人徴用者名簿の数を明らかにしたのは初めてとみられる。さらに、福田官房長官は内閣官房に戦後

処理の窓口を設置する構想については、「近々判断する」と明言した。戦後補償に関わる各グループは近く共同で戦後処理の窓口の早期設置を首相官邸に要請する予定。

◆台湾・フィリピンで元「慰安婦」の運動10周年。記念事業など続き、法案支持決議案も

台湾とフィリピンでは今年元「慰安婦」らが名乗り出て運動が始まってから10周年を迎え、今秋記念事業があいついでいる。台北では10月23～28日台北市婦女救済社会福利事業基金会在台北市役所で「女性と植民地『慰安婦』歴史回顧展」を開催、写真やパネルなどを展示した。マニラでは10月21～25日議会下院女性委員会とリラ・ビリビーナが共催してケソン市の下院南館ロビーで元「慰安婦」らのスケッチやキルトの作品展が開催された。また、マニラやロハス市などで記念の催しが続いている。なお、フィリピン下院には10月4日リサ・マサ議員、シンシア・ビラール議員らが参議院で審議中の「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を支持し、早期成立を要請する決議案を提出した。同趣旨の支持決議案は今年になって2本目。(10/6カピス・タイムス、22マニラ新聞、ICR)

◆米国下院民主党院内総務に人権派のナンシー・ペロシ議員が就任

5日行われた米中間選挙では、共和党が上下院で多数を制したが民主党の新しい下院院内総務にカリフォルニア州選出のナンシー・ペロシ議員が14日選出された。米国初の女性院内総務の誕生で期待が集まっている。ペロシ議員は人権派で知られ、日系ペルー人の戦時中の強制連行・収容補償問題でも解決のため積極的に動いた。(各紙)

◆「えひめ丸」補償交渉が和解。PTSDも認定。ワドル元艦長が謝罪のため来月来日へ

昨年2月に米原潜「グリーンビル」が愛媛県立宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」に衝突・沈没させた事故で14日犠牲者・被害者33人の家族らが委任する「被害者グループ弁護団」(島山保雄団長)と米海軍(法務責任者リチャード・エバンス大佐)が米大使館で和解契約書に調印した。7遺族と実習生・乗員26人に支払われる賠償金は総額約1390万ドル(約17億円)とみられる。救助された26人の内13人にPTSDが見られ、数年分の治療費も補償に含まれた。残る2家族は、ワドル元艦長の来日と謝罪を和解の前提としており、そのため同元艦長が来月14日来日、15日に宇和島市を訪れ直接謝罪することが決まった。(各紙)

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を求める第65回サイレン・デモ&請願署名提出

11月20日(水)11:30-12:30、参議院議員会館前(永田町)。13:00 請願署名提出・資料配布予定。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646、F03-3237-0287。

■＜案内＞11・20「新日鉄はすべての強制連行被害者に謝罪と補償を！」新日鉄本社行動

11月20日(水)12:00-13:00、新日本製鉄本社前(東京駅日本橋口)。T03-5210-9816(矢野)。

■＜案内＞11・22「払え！シベリア未払い賃金」国会前座り込み行動

11月22日(金)10:00 総決起集会/第2衆院議員会館第1会議室、10:45 記者会見/同、11:00-14:30 座り込み/第2衆院議員会館前、15:00 総括集会/同第1会議室。呼びかけ＝全国抑留者補償協議会 T/F0235-22-1250＋近畿地区シベリア抑留者未払い賃金要求の会 T/F06-6848-0663。

■＜資料紹介＞『週刊金曜日』11/8号・『世界』12月号で「戦時性的強制被害者法案」紹介

11月8日発売の『週刊金曜日』で7月の参院内閣委員会での「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の審議の様子を川田文子さんがレポート。『世界』12月号は岡崎トミ子・吉川春子・大脇雅子参院議員が語る座談会「戦時性的強制被害者の尊厳回復のために」を掲載。

戦後補償実現！FAX速報 No.397 2002.11.23

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店(普通)013-1173765 同 ■E-mail:cftrtyo@aol.com

◆日鉄大阪控訴審で大阪高裁が強制労働認定。請求権協定で個人請求権も消滅との新判断

11月19日大阪高裁(根本眞裁判長)は、戦時中に旧日本製鉄大阪製鉄所で強制労働させられた元徴用工の呂運沢(ヨ・ウンテク)さん(79、ソウル在住)と申千洙(シン・チョンス)さん(75、同)が国と新日鉄に謝罪と未払い賃金など総額約3800万円の支払いを求めた訴訟(一審大阪地裁01年3月27日棄却、本紙330号参照)の控訴審判決で、呂さんらの被害について強制連行は否定したもの、**「違法な強制労働」と認定した**。しかし、**国際法上の個人の請求権を否定し、国家無答責、別会社論を採用して、国と企業の法的責任を否定**。さらに原告らの債権は「65年日韓請求権協定によって消滅した」と、日本政府の従来解釈より踏み込んだ見解を示し、請求を棄却した。また、一審大阪地裁が「無効」と判断した未払い賃金の供託についての判断も「手続き要件に瑕疵を認めることはできない」と覆し、大幅に後退した判決となった。裁判所が日韓請求権協定を根拠に個人の請求権まで全否定したのは初めて。判決後、原告の呂さんは「個人の賃金を勝手に供託したのが認められる国がどこにあるか？」と憤りを表明。申さんも「血と涙で稼いだ賃金を取り返したい。日本政府は人道主義の立場でこの問題に積極的に取り組んでほしい」と語った。原告は上告する。(11/19共同・時事、20朝日・毎日)

◆元シベリア抑留者、未払い賃金支払い求め国会前座り込み。野党幹事長ら検討を約束

22日全国から集まった元シベリア抑留者と支援者約80人が未払い賃金の支払いを求めて衆議院第2議員会館前で座り込みを行った。「全国抑留者補償協議会」(神林共弥会長)と「近畿地区シベリア抑留者未払い賃金要求の会」(緋田吉郎会長)が呼びかけたもので、平均年齢80歳を超える高齢の抑留被害者たちが寒風の下で訴えを続け、衆参の民主・共産党の議員9人が激励に駆けつけた。座り込みと併行して両団体代表は小泉首相あての要請書を内閣府に提出するとともに、各党幹事長・書記局長にも要請を行った。対応した中野民主党幹事長は党としての検討を約束、市田共産党書記局長、藤井自由党幹事長も「近く4野党幹事長会議で取り上げる」と語った。また、与党側の井上公明党幹事長代理も検討を約束した。シベリア抑留者らの国会前座り込みは初めてで、北朝鮮拉致問題だけが問題にされる国会でもっと大規模に行われた歴史的な拉致・強制抑留問題を取り上げるよう訴えた。なお、全抑協の細川副会長らは20日ロシア大使館一等書記官と会い、「労働証明書」がロシア政府発行の公文書であることを再確認した。(11/22共同・ABC、23朝日・毎日・山形新聞・赤旗)

◆台湾立法院長が「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」早期成立求めて衆参議長に書簡

台湾立法院(国会)の王金平院長(議長)は日本の綿貫民輔衆院議長・倉田寛之参院議長に1日付で書簡を送り、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期成立を要請した。10月8日に江崎委委員ら台湾の超党派の委員(議員)54人が提出した動議を受け、立法院の意思を伝達したもの。動議は「日本政府は『慰安婦』強制の事実を認めながら、日本政府名での謝罪と補償を拒否し、被害者に生涯癒せぬ傷を蒙らせた。この問題を解決するには日本の国会で同法を通過させるしかない。生存者はすでに70、80歳で生きている間

に人権が尊重されることを希望している」としている。(ICR)

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の早期成立を求める請願署名1万8千人分提出

20日「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立を求める連絡会議と「慰安婦」問題の立法解決を求める会は参議院で審議中の上記法案の早期成立を求める請願署名約1万8千人分を92人の参議院議員に提出した。先の通常国会以降集められたもので、各議員から参議院事務局に提出される。同法案の審議について、野党側は参院内閣委員会に参考人を招致しての審議を求めているが、予断は許さない情勢。(11/20 連絡会誌)

◆北海道の本願寺札幌別院で朝鮮人労働者の遺骨101人分？発見

22日札幌市中央区にある浄土真宗本願寺札幌別院に戦争中に北海道に強制連行された朝鮮人労働者とみられる遺骨多数が保管されていることが判明した。同院結骨堂に3段式スチール箱と骨壺に入れられ、合葬されていたもので、101人分の朝鮮人名や死亡年月日などが書き込まれた69年7月11日付の「遺骨遺留品整理簿」も金庫に保管されていた。同院は、2年前に一部の僧侶から「遺骨を粗末にしている」との指摘を受けて内部調査を始め、遺骨は強制連行された朝鮮人の大口徴用先だった札幌市の土建会社など10社から持ち込まれたものであることが判明。時期は不明で、当初遺骨は1人ずつ木箱に収められていたが、納骨堂の増築時に合葬し、身元の鑑別がつかない状態。同院は26日に会議を開き、遺族に遺骨を返還する方向で対応策を決める。(11/22 共同、23NYT)

◆宇和島水産高校、ワドル元艦長の謝罪を拒否。トンネルじん肺は国の責任問い提訴

昨年2月に米原潜「グリーンビル」が愛媛県立宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」に衝突・沈没させた事故の謝罪のため2家族の求めに応じてワドル元艦長が来月来日するが(本紙前号参照)、22日宇和島水産高校は、ワドル元艦長の来校と慰霊碑への献花を拒否すると発表した。別の6遺族や関係者に否定的な意向が強く、救出された元実習生のPTSDが悪化する恐れがあるためという。(11/23 朝日・毎日)

一方、トンネルじん肺の被害者46人が22日東京地裁に国を相手取って1人330万円、総額約1億5千万円の国家賠償請求訴訟を起こした。建設会社を相手取った訴訟では、全国で1477人が提訴し、和解交渉が進み、来年3月までに全員が和解する見通し(本紙386号参照)だが、国を被告にした訴訟は初めて。賠償金よりじん肺根絶が目的で、じん肺防止規則の制定と患者救済基金創設をめざすという。(11/16 毎日、22 毎日・朝日夕刊)

■＜案内＞第2回公開研究会—戦時史料公開の現状—

12月6日(金)14:00、衆議院第2議員会館第4会議室、「日本の現状—情報公開法施行で改善されたか」吉田裕(一橋大教授)。主催=恒久平和国際フォーラム事務局 T/F03-3288-2560。

■＜案内＞12・8強制連行・企業責任追及裁判全国ネットワーク全国集会

12月8日(日)13:00、日本教育会館第5会議室(一ツ橋)、「強制労働問題—ILO専門家委報告の意義と日本の課題」吾郷真一(九州大教授)、パネル討論/田中宏(龍谷大教授)・崔鳳泰(韓国・弁護士)・国会議員(予定)、資料代=千円。連絡先=T/F045-575-1948(村野)。

【裁判情報】●12月5日(木)10:00 遺棄毒ガス・砲弾被害第2次訴訟、東京地裁709号。

【お詫びと訂正】前号記事で、韓国国会の「慰安婦」生活安定支援法改正案の可決は11月9日ではなく8日でした。また近畿地区シベリア抑留者未払い賃金要求の会の連絡先T/Fは06-6848-0663ではなく06-6375-9609でした。お詫びして訂正します。(編集部)